

電磁石銃の無償引取りについて

- 1 改正銃刀法の施行日以降、電磁石銃（コイルガン）の所持が禁止されます。
※ 施行日については、公布日（令和6年6月14日）から9ヶ月を超えない範囲内で、政令で定める日
- 2 電磁石銃とは、
電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいいます。
なお、内閣府令の具体的な内容は今後定められる予定です。
- 3 現在、電磁石銃を所持していて、廃棄を希望する場合は、最寄りの警察署で無償回収いたします。
壊れているものや、威力の弱いものも回収します。
- 4 廃棄を希望する方は、最寄りの警察署に対し、電磁石銃（コイルガン）の現物とともに、別記様式1「電磁石銃等処分依頼書」の提出をお願いします。
- 5 ご自身で警察署へ行くことが困難な場合は、代理の方に依頼することもできます。
その場合は、所持者ご自身が記載した別記様式1「電磁石銃等処分依頼書」に加えて、別記様式2「委任状」が必要となります。
- 6 ご不明な点は、警察本部生活安全企画課または最寄りの警察署の生活安全担当課までお問い合わせください。

別記様式1「電磁石銃等処分依頼書」

別記様式2「委任状」

石川県警察本部 生活安全企画課
電話 076-225-0110
(内線3042～3044)